

門真市教育委員会

不登校児童生徒の 出席扱い・成績評価について

不登校児童生徒が「学校外の施設」で相談・指導を受けている場合や「自宅」でICT等を活用した学習活動を行っている場合、一定の要件を満たせば、学校は出席扱いや成績評価を行うことができます。

🏠 出席扱いの要件（自宅学習の場合）

ICT教材等を利用した自宅学習を出席扱いとするためには、以下の要件を満たす必要があります。

1. 学校・保護者間の連携

学校と保護者の間に十分な連携協力関係が保たれていること。

2. ICT学習環境の常時整備

1人1台端末やICT教材を活用し、自宅等で継続的な学習が行われていること。

3. 定期的・継続的な関わり

教職員による訪問やオンライン（Google Meet等）での状況確認が定期的かつ継続的に行われていること。

4. 計画的なプログラム

本人の状況に合わせた「個別学習活動計画書」を作成・提出すること。

様式2

5. 学校による状況の把握

出席扱いの判断にあたっては、ICTの学習ログや成果物等を確認し、児童生徒や保護者と教職員が対話を通じて記録した「活動振り返り・出席状況確認表」を根拠資料とします。

様式3

6. 学習形態の最適性の確認

年に一度、現在の学習形態が本人にとって最適であるかを学校と共有します。

出席扱いの要件（学校外施設の場合）

民間施設（フリースクール等）の利用

フリースクール等での活動を出席扱いとする際は、施設と学校の連携が不可欠です。

✓ 施設の適切性確認：

教育委員会作成のチェックリストに基づき、学校が施設の運営実態を確認します。

様式4

✓ 月次報告の受理：

施設から発行される「月間活動報告書」等を月に1回、学校へ提出いただく必要があります。（翌月5日を目安）

公的機関（かがやき等）の利用

門真市教育支援センター教育支援ルーム「かがやき」等の公的機関を利用する場合は、当該機関からの出席報告に基づき、出席扱いとすることができます。



📄 成績評価（通知表・指導要録）の基準

学習活動の成果を成績に反映するためには、文部科学省が定める「3要件」を満たす必要があります。

①教育課程への準拠：

学習の計画・内容が、在籍校の教育課程（または個別の指導計画に基づき編成した教育課程）に照らし適切であること。

②十分な連携協力：

学校と保護者等の間に十分な連携があり、学校が学習状況を定期的・継続的に把握していること。

③学校による直接の関わり：

訪問やオンライン等を通じ、学校が本人と直接関わりを継続していること。



≡ 事務手続きのステップと月次サイクル

1

面談・相談

担任等へ支援の
希望を伝えます

2

書類提出

様式1（依頼書）
様式2（計画書）

3

学習・記録

自宅や施設で活動
ログや成果物の記録

4

月次確認

様式3（確認表）を保
護者・本人・学校で確
認、共有

お問い合わせ・ご相談

在籍する市立学校（担任等）または門真市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。